

鹿児島市立錫山小・中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめに関する定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定に人間的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめ解消の定義

① いじめに関わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的及び物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、目安として3ヶ月間継続していること。ただし、場合によってはその期間を延長するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに関わる行為が止んでいると判断される時点で、被害児童生徒がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命及び身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校では、いじめの事例は発生していないが、相手に発した何気ない言動が理由で友達にいやな思いをさせてしまう場面は、ときどき見受けられる。

そこで本校においても、すべての児童生徒が安心して学校生活をおくり、様々な教育活動に取り組むことが出来るよう、いじめの防止等の対策を講じる必要がある。この対策は、全ての児童生徒が「いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない」という目標のもと、児童生徒が自己肯定感や自己存在感を味わえる場や機会を多く設定するとともに、思いやりのある温かい集団が形成され、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進するためのものである。

また、この対策は学校だけでなく、保護者、地域住民、関係機関とも連携をとりながら協力して進めていく。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織

小学校部会（週一回開催）および生徒指導部会（基本的にスクールカウンセラー来校時に校長室で実施）を「いじめ防止対策委員会」として設置し、児童生徒のいじめの些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴え等について組織的に対応する。

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任で構成し、必要に応じて関係する職員やスクールカウンセラー等の専門家を加える。

◇連絡先電話番号

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
県警察本部（少年サポートセンター）	252-7867
鹿児島南警察署	269-0110（代表）
県総合教育相談センター教育相談課	294-2200
県中央児童相談所	264-3003
鹿児島市子ども福祉課	216-1262

(2) 役割

① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施、進捗状況の確認

学期毎に、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。なお、「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公表し、児童生徒一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。

② 職員の共通理解と意識の啓発

(ア) 年度初めの職員会議で、「学校いじめ防止基本方針」について共通理解を図る。

(イ) 無記名アンケートや教育相談の結果から分析、対策の見直しを行い、実効性のあるいじめ対策に努める。

③ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信、啓発

いじめ防止の取組について、学校便りやホームページ等を通して発信する。

④ 具体的対応

(ア) いじめがあった場合や、いじめを疑う情報が入った場合は、速やかに正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

(イ) 事案については、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて関係機関や専門家と連携して対応する。問題が解決したと判断した場合にも、その後の状況を把握するとともに継続して指導・支援をする。

4 いじめ防止等に関する取組

(1) 未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという認識の上に、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

授業や学校行事における体験活動を充実させ、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるように努める。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、集団の中でもしっかり自己主張ができ、互いを認め合える人間関係をつくる。また、インターネット上でのいじめ等もあることから、情報モラルについての指導も行う。児童会・生徒会の活動を通して、いじめ防止運動を進める。

教職員の研修を充実し、共通理解を深めることにより、教職員の資質向上を図る。教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

① いじめについての共通理解

ア 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り、「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」などで、全児童生徒を対象に、いじめに関する講話などを行う。

イ 児童生徒理解の時間を部会や職員会議の中に位置づけ、情報の共有化を図る。

ウ 4月第1週および9月第1週の「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通じて、適宜児童生徒がいじめの問題について考える時間を設定する。

② いじめに向かわせない態度・能力の育成

ア 児童会・生徒会活動などでいじめ防止についての主体的な話し合いと取組を推進する。(標語・ポスター募集)

イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

・ 命の教育を含めた道徳教育について、全教育活動を通じて充実させ、児童生徒の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。

・ 人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童生徒一人一人に「いじめは絶対に許さないと

いう態度を育む。

ウ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。

エ 豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。

③ いじめが起きにくい集団の形成

ア 教師は、人間関係作りという視点から学級教育目標を立て、日々の学級経営に反映させる。

イ 「いじめは絶対に許されない」という学級作りに努める。

ウ 一人一人のよさを活かした、分かる・できる授業づくりを推進する。

エ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。c

オ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分達で解決する自己解決能力を育てる。

カ 人間関係を深める異学年交流を推進する。(縦割り作業・児童生徒集会・読み聞かせ等)

キ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう適切なPTA活動を進める。

ク 担任がPTA活動に参加し、情報収集等、いじめ発生防止に努める。

④ 児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

ア 全ての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。

イ 全校朝会等や学校便りなどを利用し、児童生徒のがんばりを多くの他の児童生徒や保護者等に紹介し、自己有用感を高める。

ウ 教師は、暴言などの否定的な発言をせず、プラス志向の発言に努める。

(2) 早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

① 日頃から児童生徒の様子に注意し見守るとともに、月1回の教育相談日、毎学期行う教育相談週間やアンケートを通して、児童生徒の小さなサイン等を見逃さないように努める。

② 「いじめ対策必携」を活用した研修等を通して、いじめ問題の理解と適切な対応の在り方についての共通理解を図り、早期発見に努める。

③ 職員と児童生徒の温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめについて相談しやすい環境をつくる。

④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめホットラインなどの外部の相談機関を紹介し、相談しやすい環境を整える。

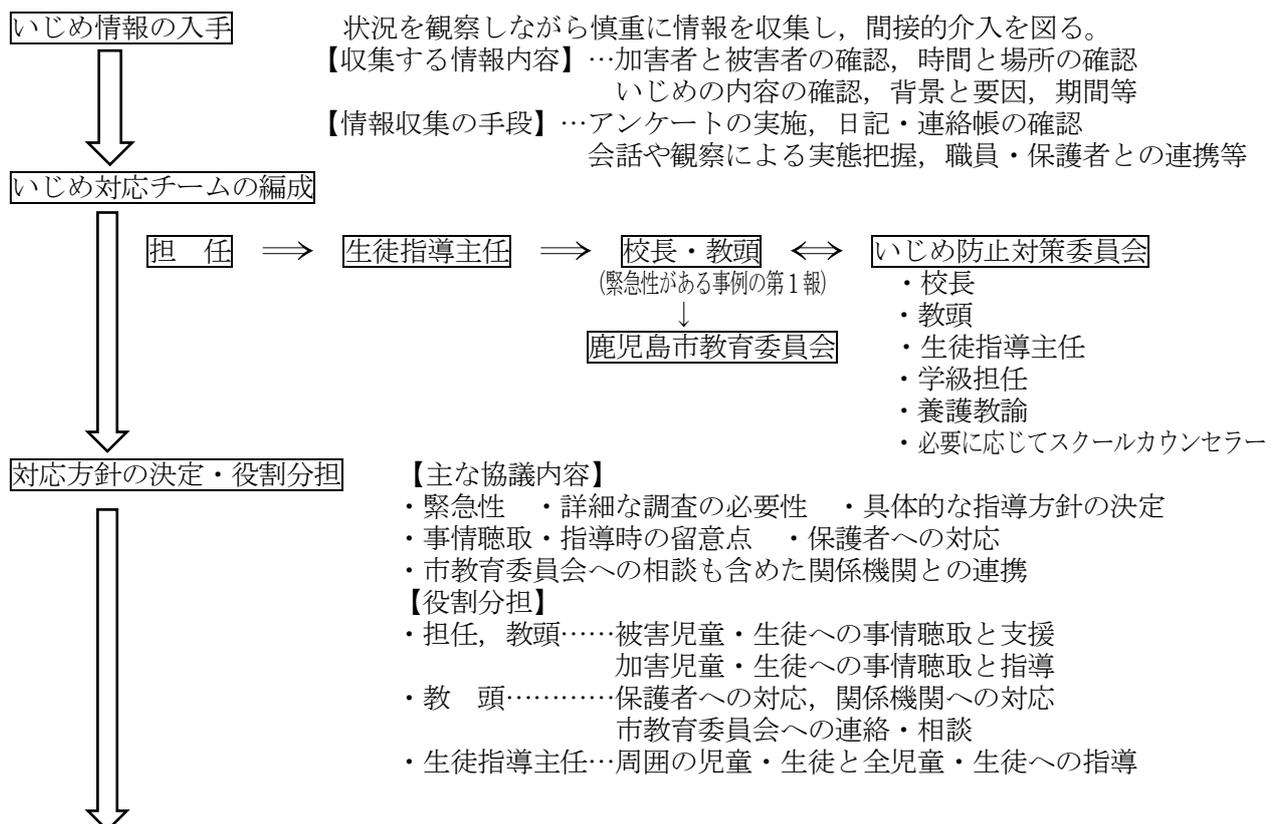
早期発見のための6項目	担当	具体的な取り組み
○ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生活指導係	いじめアンケート（学期1回）、学校楽しいーとの活用（学期1回）
○ 県作成の「いじめ対策必携」の活用	生活指導係	生徒指導校内研修や部会での読み合わせと確認（学期始め、問題発生時）
○ 定期的な教育相談による児童生徒の状況の把握と情報の共有	教育相談係	教育相談アンケート（学期1回） 教育相談の実施（学期1回）
○ スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用	生活指導係	スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の案内文の配置と周知（4月）
○ 管理職をはじめ、全教職員による校内巡視等の実施	全職員	朝、休み時間、昼休み時間の校内巡視
○ 学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職	学校便りやPTAの会合

(3) 早期対応

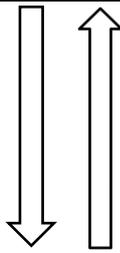
対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の関係機関・専門機関との連携のもとで速やかに取り組む。

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。必要に応じて市教育委員会に報告し、指導・助言を受ける。
- ② 被害児童生徒については、直ちに安全を確保し、守り通すという姿勢を示した上で話をよく聴き、事実関係を明らかにする。
- ③ 加害児童生徒についても十分に話を聴き、いじめの内容や関係する児童生徒などの事実関係を明らかにする。いじめが絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめをやめさせるとともに傷付いた相手の気持ちに寄り添わせ、心から謝罪できるよう教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行う。
- ④ いじめを通報した児童生徒については、勇気をもって伝えてくれたことを十分称賛した上で、プライバシーを守り、安全を確保することを伝える。
- ⑤ 周囲の児童生徒については、いじめを見て見ぬふりをするのがいじめ行為と同じであることを理解させ、勇気をもって知らせよう指導する。
- ⑥ いじめが解消されたとしても、継続して見守り、指導を徹底する。

《いじめ問題等への基本的な対応の流れ》



正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携



- 【児童・生徒】… 加害児童・生徒，被害児童・生徒，周囲にいた児童・生徒から個別に聴き取る。
いじめの原因，状況等の事実に基づき指導する。
聴取には情報の食い違いが無いよう複数の職員で対応する。
- 【保護者】… 聴取後は教師が保護者に直接説明する。
具体的な対策と今後の連携方針について話し合う。

指導体制の検討・今後の対応

状況を分析し，事実関係の確認や問題点の明確化を図り，問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら指導体制を再検討していく。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態が生じた場合は，速やかに市教育委員会に報告をし，「いじめ防止対策委員会」を開催し，事実に関する調査を実施するなどして対応する。この場合，事案に応じて適切な専門家を加えるなどの処置をする。調査結果については，被害生徒，保護者に対して，適切に情報を提供する。

(2) 重大事態とは

- ① 「生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安）
- ③ 上記の①②にあてはまらないとしても，児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(3) 重大事態への緊急対応

- ① 重大事態を認知した場合は，直ちに市教育委員会へ報告する。
- ② 緊急対応
「いじめ防止対策委員会」を召集し，市教育委員会と連携して全校体制で対応する。
 - ・ 事態の状況確認，情報収集，情報整理
 - ・ 児童生徒の状況確認と支援・指導，児童生徒・保護者・教職員の心のケア
 - ・ P T A ・ 警察などとの連携 など

(4) 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき，重大事態に対処するとともに，再発防止に資することを目的として，事実関係を明確にするための調査を行う。

① 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い，連携を図って対応する。

「重大事態緊急対応委員会（いじめ防止対策委員会）」				
校長	教頭…外部窓口	生徒指導主任…内部窓口	関係職員	養護教諭
・ 事態の状況確認，情報収集，情報整理 …生徒指導係				
・ P T A ・ 警察などとの連携 …安全指導係				
・ 児童の状況確認と支援・指導，児童・保護者・教職員の心のケア …保健指導係				

② 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を，可能な限り網羅して調査する。この際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，関係機関等との連携を図りながら，客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ どこで
- ・ 誰が
- ・ 何を，どのように（態様）
- ・ なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合聴き取り調査を中心に実施するなど，調査については十分な配慮を行い，インターネット上でのプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。
 - ・ いじめられた児童生徒の学校復帰を最優先とした調査
 - ・ 情報を提供してくれた児童生徒の安全確保
 - ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合），当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し，今後の調査について協議し，調査に着手する。

③ その他留意事項

ア 心のケア

- ・ いじめられた児童生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査のそのものが調査対象の児童生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 調査にあたっての説明等

- ・ いじめられた児童生徒やその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- ・ 調査経過について、適切な時期に適切な方法で報告することが望ましい。

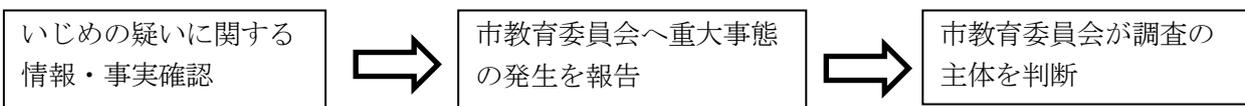
ウ 調査対象の児童生徒及びその保護者に対して

- ・ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

- ・ プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

【重大事故対応フロー図】



【学校が調査主体の場合】

